市民参加実施予定シート

予　定
平成27年4月1日時点

担当課（社会福祉課）

1　市民参加の手続　実施予定について

通称	すべての政策分野を健康に意識して推進する	市が考える 市民等への影響	＜メリット＞ ・健康都市の考え方の都市のあらゆる分野を視点に入れた取り組みによって、都市そのものを健康にすることでそこに住む人々の健康で豊かな暮らしづくりを推進していこうというもの。 ＜デメリット＞ ・特になし
名称	流山市健康都市プログラム		
概要	健康都市プログラムは、市民の健康の実現のために、環境や福祉・教育・社会・文化・スポーツなど、都市のあらゆる分野で健康づくりのための取組みが必要という健康都市の理念を実現すべく策定された。今回、後期基本計画の計画期間の整合性を図るべくプログラムを見直す。		

（1）市民参加の対象事項について

市民参加の対象事項に該当するもの （条例第5条第1項及び第4項）		市民参加の手続を実施しないもの （第5条第2項の規定）	
■	（1）基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	□	（1）軽易なもの
□	（2）行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	□	（2）緊急に行わなければならないもの
□	（3）公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	□	（3）法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
□	（4）市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない詳しい理由	
□	（5）条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更		
□	第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合		

（2）市民参加の手法について

市民参加の方法（条例第6条第1項）

実施方法			実施予定時期	参加が期待される市民等	その他特記事項	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期（流れ）を選択した理由
複数実施	■	審議会等	H26 10/2、10/22、11/22、H27 1/21	審議委員（学識経験者、公募の市民等）	流山市福祉施策審議会	・審議会・・・専門的な見地から調査や審議、意見を聴取する必要があるため、審議会への諮問・答申を行う。 ・パブリックコメント手続きの実施・・・時間や場所等に拘束されず、意見表明ができること。また素案を広く市民に周知するとともに、素案に対する具体的な意見を聴取できると考えパブリックコメント手続きを実施する。 ・アンケートの実施・・・20歳以上のみを条件としランダムに抽出した対象者1500名にアンケートを実施する、各年齢層から求める意見を聞くことができる。また、まちづくり達成度アンケートの質問項目を考慮し、健康づくり支援計画について実施するアンケートに合わせて実施するもの。
	■	パブリックコメント手続	H26 11/21～12/22	全市民等		
	□	意見交換会				
	□	公聴会				
	□	政策提案制度				
	■	その他（アンケート）	H26 9/18～10/3	市内ランダム抽出	健康づくり支援計画に合わせ実施	

（3）市民参加のスケジュール（予定）

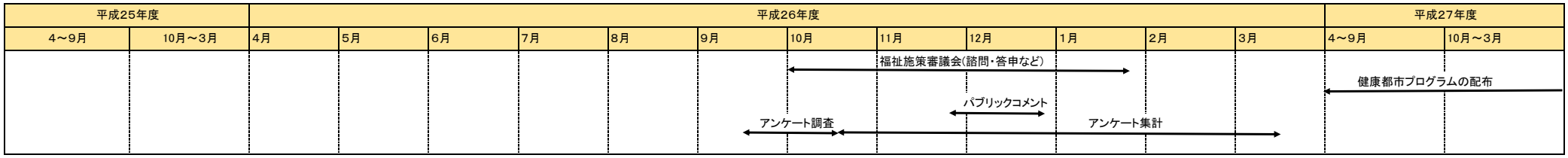

2　当初予定からの変更履歴

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由